

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

#### 平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（平成 29 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成 29 年 9 月 30 日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年 10 月 1 日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）への資料提出依頼や訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願いしたい。

なお、「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 29 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は、平成 29 年 9 月 30 日限り廃止する。

#### 記

- 1 保険医療機関等において平成 29 年 10 月 1 日以降に特例措置を利用する場合は、別紙の「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出書」という。）により平成 29 年 10 月 27 日までに地方厚生（支）局へ届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成 30 年 3 月 31 日まで特例措置を利用することができる。

なお、届出にあたって届出書に併せて提出が必要な資料（別紙2、4、5等）は、「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添）に記載しているので、それに沿って対応すること。

2 平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

したがって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができる場合においては、届出を認めないものとする。

ただし、上記1及び2については、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生（支）局に申し出ること。

3 上記の取扱いについては、平成28年熊本地震による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線3288)

FAX：03-3508-2746

(別紙)

平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書(平成29年\_\_月\_\_日現在)

厚生(支)局長 殿

※受付番号 \_\_\_\_\_

利用する特例措置 ※別添「特例措置の概要」 の番号を記載すること	番号: _____
	2を利用する場合は、「別紙2」(有床診療所は「別紙4」)を添付し、以下について記載 ・被災当時より現在も入院中の被災患者数: _____人 ・被災患者を受け入れている病床数: _____床
	13を利用する場合は、その入院日(※複数名いる場合は、すべての者の入院日を記載) 平成__年__月__日
利用開始日	平成__年__月__日
平成29年__月時点で特 例措置を利用する理由 ※該当するものに○(複 数回答可) ※その他の場合は詳細 に理由を記載すること	1 医師や看護師の確保が困難であり、不足しているため
	2 転院する施設に申し込んでいるが、後方病床が不足しており、 患者の転院が困難であるため
	3 入所する施設に申し込んでいるが、受入体制が整っていないことにより、 患者の退院が困難であるため
	4 転院・入所する施設が見つからないことにより、患者の退院が困難であるため
	5 自宅の倒壊や家族等の受入体制が整っていないことにより、 患者の退院が困難であるため
	6 その他( _____ )
特例措置の利用を継続 する必要性、今後の見 通し(被災の影響等につ いて詳細に記載するこ と)	

(医療機関・薬局名) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_

- ※1 本様式の書式は変えないこと。
- ※2 受付番号については、記載しないこと(地方厚生(支)局都道府県事務所において、1番から連続した番号を付すこと。)
- ※3 所在地は市町村名まで記載すること。
- ※4 実績については、届出を行う月の前月の実績を記載すること。
- ※5 記載事項について問い合わせる場合もあるので、なるべく詳細に記載すること。





有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書（平成29年 月 日現在）

※ 本様式の書式は変えないこと。  
 ※ 本様式の記入に際しては、医療法の許可病床を含め特に指定のない場合、全ての事項において医療保険適用病床についてのみ記入すること。  
 （介護保険適用病床や療養告示に係る2室8床については許可病床数や入院患者数に含めて記入しないこと。）  
 ※ 受付番号は記載しないこと。

受付番号: ※ \_\_\_\_\_

（別紙4）【有床診療所記入用】

医療機関名					開設者番号			介護保険適用の病床の有無		都道府県名		郡市区町村名				
届出区分					許可病床数	医療保険届出病床数	稼働病床数	1日平均入院患者数	現員数			実績件数	診療科名		加算の届出	
					看護師	准看護師	看護補助者	施設基準 (該当する記号全てに○) ※該当する場合は実績件数も記載すること。								
有床診療所入院基本料1												イ 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績がある。	訪問件数 件	1. 内科	2. 心療内科	○医師配置加算1 ○医師配置加算2 ○看護配置加算1 ○看護配置加算2 ○夜間看護配置加算1 ○夜間看護配置加算2 ○看護補助配置加算1 ○看護補助配置加算2 ○看取り加算 ○栄養管理実施加算
有床診療所入院基本料2											ロ 過去1年間の急変時の入院件数が6件以上である。 (予定入院は除く。)	入院件数 件	3. 精神科	4. 神経科(又は神経内科)		
有床診療所入院基本料3											ハ 夜間看護配置加算1又は2の届出を行っている。	受入割合 割	5. 呼吸器科	6. 消化器科(又は胃腸科)		
有床診療所入院基本料4											ニ 時間外対応加算1の届出を行っている。		7. 循環器科	8. アレルギー科		
有床診療所入院基本料5											ホ 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入が1割以上である。	看取件数 件	9. リウマチ科	10. 小児科	11. 外科	
有床診療所入院基本料6											ヘ 過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績が2件以上である。	当該患者数 件	12. 整形外科	13. 形成外科		
療養病床											ト 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合に限る。)の患者数(分娩を除く。)が30件以上である。	分焼件数 件	14. 美容外科	15. 脳神経外科		
1 入院											チ 医療資源の少ない地域 <sup>※</sup> に所在する有床診療所である。 ※特定一般病棟入院料の注1に規定する地域		16. 呼吸器外科	17. 心臓血管外科		
2 特別 <small>※いづれかに○をずらす</small>					( )	( )	( )				リ 過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護を提供した実績があること、又は指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者である。		18. 小児外科	19. 皮膚泌尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)		
											ヌ 過去1年間の分娩を行った総数(帝王切開を含む。)が30件以上である。		20. 性病科	21. こう門科		
											ル 過去1年間に、乳幼児加算・幼児加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算又は小児療養環境特別加算を算定した実績がある。		22. 産婦人科(又は産科、婦人科)	23. 眼科	24. 耳鼻いんこう科	
											イ〜ルの該当数: 件	25. 気管食道科	26. リハビリテーション科			
											※ 有床診療所入院基本料1〜3については、上記要件のうち2つ以上に該当すること。	27. 放射線科	28. 麻酔科	29. 歯科		

(別紙5)

他病棟への入院等の状況について(平成29年\_\_月\_\_日時点)

※受付番号

他病棟に入院している患者について、入院基本料又は特定入院料を算定しているものについて、設問①～④について記載すること。  
※記載欄が不足する場合には、本用紙をコピーして記載すること。

①他病棟に入院している患者数		( )名	
②各々の患者について、 他病棟に入院している理由  ※イの「その他」の場合には、詳細に理由を記載すること。	患者A	ア. 入院可能な病床の不足	イ. その他( )
	患者B	ア. 入院可能な病床の不足	イ. その他( )
	患者C	ア. 入院可能な病床の不足	イ. その他( )
	患者D	ア. 入院可能な病床の不足	イ. その他( )
	患者E	ア. 入院可能な病床の不足	イ. その他( )
	患者F	ア. 入院可能な病床の不足	イ. その他( )
③各々の患者について、 入院している病棟を記載し、入院基本料又は特定入院料のいずれを算定しているか、該当するものに丸を付すこと。	患者A	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者B	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者C	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者D	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者E	病棟	入院基本料 特定入院料
	患者F	病棟	入院基本料 特定入院料
④各々の患者について、 本来入院すべき病棟と、現在入院している病棟からその病棟への移動の目的を記載すること。 目的がない場合は、その理由を詳細に記載すること。	患者A	病棟:	
	患者B	病棟:	
	患者C	病棟:	
	患者D	病棟:	
	患者E	病棟:	
	患者F	病棟:	

(医療機関名)

(所在地)

(担当者)

(連絡先)

- ※1 本様式の書式は変えないこと。
- ※2 受付番号については、記載しないこと。
- ※3 所在地は市町村名まで記載すること。

(別添)

### 平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の概要

		特例措置の概要	提出が必要な資料
1	仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施（記の 1）	全半壊等であることが分かる資料
2	定数超過入院	医療法上の許可病床数を超えて患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。（記の 3）	別紙 2（有床診療所は別紙 4）
3	月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（72 時間以下）について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10
4	月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数（72 時間以下）について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10
5	看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10（有床診療所は別紙 4、10 の 2）
6	看護配置	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。（記の 4）	別紙 2、10（有床診療所は別紙 4、10 の 2）
7	病棟以外への入院	被災地の医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定（問 10）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）



8	他の病棟への入院	被災地の医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定（問 10）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）
9	他の病棟への入院	被災地以外の医療機関において、医療法上本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料の算定（問 21）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）
10	平均在院日数	被災地の医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来入院基本料等を算定（問 11）	別紙 2（有床診療所は別紙 4）
11	平均在院日数	被災地以外の医療機関において、被災地の医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算（問 22）	別紙 2（有床診療所は別紙 4）
12	特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる（問 12, 問 23）	別紙 2、5（有床診療所は別紙 4、5）
13	転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の医療機関において、被災地の他の医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする（問 13, 問 24）	なし
14	透析に関する他医療機関受診	被災地の医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合や、被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料及び特定入院料の減額を行わない（問 18、問 26）	別紙 6

上記（）内は特例措置に係る以下の事務連絡の該当部分を指すものです。

- ・「平成 28 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成 28 年 4 月 18 日付）

なお、事務連絡の詳細については、以下の厚生労働省 HP をご参照ください。

厚生労働省 HP → 政策について → 分野別の政策一覧 → 他分野の取り組み → 災害 → 平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る厚生労働省の対応について【関係通知等】

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000121956\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000121956_1.pdf)